

平成 30 年度第 1 回長野県契約審議会次第

日時 平成 30 年 (2018 年) 6 月 8 日 (金)
13 時 30 分から 16 時 00 分
場所 NOSAI 長野会館 6 階大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 審議事項

ア 前回審議会の主な意見

イ 平成 31・32 年度製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札参加資格申請に
おける審査項目の見直し 【取組番号 74, 87 等】

ウ 業務委託等の総合評価落札方式の拡大に向けた取組 【取組番号 27】

エ 平成 31・32 年度建設工事の入札参加資格申請における新客観点数の見直し
【取組番号 21, 71 等】

オ 平成 31・32 年度森林整備業務の入札参加資格申請における新客観的事項の見直し
【取組番号 87 等】

カ 建設工事における W T O 案件等の技術提案点の見直し 【取組番号 17 関連】

(2) 報告事項

ア 建築物の解体工事における総合評価落札方式（簡易型）の実施について

イ 今年度審議予定項目

4 その他

5 閉 会

資料一覧表

審議事項

- ア 前回審議会の主な意見 ・ ・ 資料1 (P 1)
- イ 平成 31・32 年度製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札参加資格申請における審査項目の見直し ・ ・ 資料2 (P 2)
- ウ 業務委託等の総合評価落札方式の拡大に向けた取組 ・ ・ 資料3 (P 8)
- エ 平成 31・32 年度建設工事の入札参加資格申請における新客観点数の見直し
・ ・ 資料4 (P10)
- オ 平成 31・32 年度森林整備業務の入札参加資格申請における新客観的事項の見直し
・ ・ 資料5 (P13)
- カ 建設工事におけるWTO案件等の技術提案点の見直し ・ ・ 資料6 (P15)

報告事項

- ア 建築物の解体工事における総合評価落札方式（簡易型）の実施について
・ ・ 資料7 (P26)
- イ 今年度審議予定項目 ・ ・ 資料8 (P27)

長野県契約審議会 委員名簿

（敬称略、五十音順）

氏 名	経 歴 ・ 役 職 等	備 考
うす 確 い 井 みつ 光 あき 明	東京大学名誉教授	出 席
おお 大 くほ 窪 くみ 久美子 こ	信州大学農学部教授	
おく 奥 はら 原 みどり	一級建築士	出 席
お 小 ざわ 澤 よし 吉 のり 則	一般財団法人 長野経済研究所調査部長	出 席
くら 藏 たに 谷 しん 伸 いち 一	一般社団法人 長野県建設業協会顧問	出 席
にし 西 むら 村 なお 直 こ 子	信州大学経法学部教授	出 席
の 野 もと 本 ひろ 博 ゆき 之	公認会計士	出 席
ほり 堀 こし 越 みち 倫 よ 世	税理士	
やなぎさわ 柳 澤 しゅう 修 うじ 嗣	弁護士	出 席
ゆ 湯 もと 本 のり 憲 まさ 正	自治労長野県本部副中央執行委員長	出 席
よし 吉 の 野 よう 洋 いち 一	国土交通省 中央建設工事紛争審査会特別委員	
わたなべ 渡 辺 ひさみ	中小企業診断士	出 席

（9名出席予定）

（任期3年、平成29年9月1日から平成32年8月31日まで）

前回審議会の主な意見 [平成29年度第4回審議会(2月13日)]

資料1

項目	取組番号	委員	意見の要旨	対応案等
前回審議会の主な意見について	—	奥原委員	県発注工事における週休二日の実施について、落札率や失格基準価格が引き上げられるなどして、受注者の経営環境は良くなっているかと思うが、技能者を直接雇用する下請業者は給与が据え置かれて休日は改善されていない。提案には賛成だが、日給制技能者の収入減への十分な対策を取ってほしい。	日給制技能者の収入減の対策については、業者の経営努力が重要なため、建設業協会など関係団体と連携して業者への周知・支援に取り組んでまいります。また、発注機関として、元請や下請の収入が維持できるように、必要な経費の計上を実施してまいります。
・建設工事における総合評価落札方式の低入札価格調査について ・建設工事における低入札価格調査の実施について	16	西村委員	価格点の補正について、不適当な業者は調査により排除すれば十分であり、それに加えて価格点を下げる補正をする必要はあるか。調査の実施について負担が大きく、実質的に難しい面があるのであれば、調査対象範囲を限定するために調査基準価格と失格基準価格の幅を狭くしたらどうか。	入札制度改正後の入札の状況等の検証を行い、必要に応じて見直しを行ってまいります。
		藏谷委員	価格点の上下、調査基準価格と失格基準価格の幅については、落札価格への影響も大きいので別途データを元に議論することとし、今回の見直しの目的は、国からの通知に基づいて調査基準価格と失格基準価格に幅を設けることであるため、スキームのみを見直すこととして、提案のとおりでよいのではないか。	
		藏谷委員	調査資料の提出期限について、落札候補者通知の翌日から2日以内とされているが、2日以内の提出は難しいのではないか。	
		碓井会長	様々な意見があり、県民がどのように受け止めるかという問題もあるため、1～2年程度実施した後、検証を行うという意見を付した上で、了承とする。	
		碓井会長	資料中の国土交通省直轄工事における「施工体制確認型総合評価落札方式」はどのようなものか。県において同様な制度を行うことは難しいのか。	
建設工事におけるWTO案件等の技術提案点の見直しについて	17 関連	渡辺委員	価格に応じて技術提案点を補正するということは、価格の大小と技術提案力に関係があることを前提にしているのか。	資料6でご説明します。
		西村委員	調査基準価格未満の者の技術提案点を下方に補正することは、いい技術を開発して、低いコストで工事等をできるようにするというインセンティブを削ぐことにつながりかねないのではないか。	
		碓井会長	価格の低さをもって技術提案点を自動的に減らすというのは、WTO案件として協定違反の問題がないか疑問が残る。継続審議とし、確認願いたい。	
建設工事等の標準請負契約約款の改正について	—	堀越委員	社会保険に係る法定福利費の明示とはどこまでの範囲をいうのか。	元請企業が明示する法定福利費は、元請の法定福利費と支払い義務のある下請企業の法定福利費を合算した金額となります。
		碓井会長	業界への十分な説明を行った上で、実施願いたい	各建設・砂防事務所で開催する技術者セミナー(6月～8月、16会場で19回予定)のほか、機会を捉えて業界への周知を図ってまいります。

公共調達に関する最近の国内外の動向を踏まえた当県の考え方

最近の国内外の動向

- 2014 年 4 月「長野県の契約に関する条例」が施行。
- 同年 10 月「長野県の契約に関する取組方針」を策定。基本理念において、「持続可能で活力ある地域社会の実現」に資するよう契約内容に配慮することを明記。
- その後、国内外で持続可能性の観点から調達のあり方を再構築する動き。

① 2015 年 9 月 国連で「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択 (次頁参照)

- ・「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2030 年を期限として経済・社会・環境をめぐる課題に 17 の目標と 169 のターゲットを設定。
- ・目標 12 で、「持続可能な生産消費形態の確保」を掲げ、ターゲット 12.7 で「国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する」としている。

② 2016 年 1 月 東京オリンピックにおける持続可能性の調達コード基本原則策定

- ・環境、人権・労働、不公正な取引等の問題への影響を考慮し、持続可能な大会運営を標榜。
- ・環境負荷の最小化を図ると共に、人権・労働等の社会問題などへも配慮された物品・サービスを調達。

③ 2017 年 4 月 ISO 20400 の発行

- ・持続可能な調達に関する世界初のガイドライン。
- ・説明責任、透明性、人権尊重、倫理行動といった持続可能な調達の原則を定義。



当県の考え方

- 2018 年 3 月、2030 年までの長野県の将来像を展望し実現していく、長野県総合 5 年計画「しあわせ信州創造プラン 2.0」を決定。SDGs などの新たな世界基準に照らし、取り組むことを掲げ、同年 5 月に地域 SDGs コンソーシアムを立ち上げた。
- 政府は SDGs の実施指針にて、持続可能な公共調達に関して「グリーン購入の促進」を掲げるにとどまる。経済・社会・環境の 3 つの側面を包括的に検討する必要。
- 具体的には、経済・社会・環境の 3 要素を、入札参加資格の加点項目や総合評価落札方式の評価項目に盛り込んでいく。

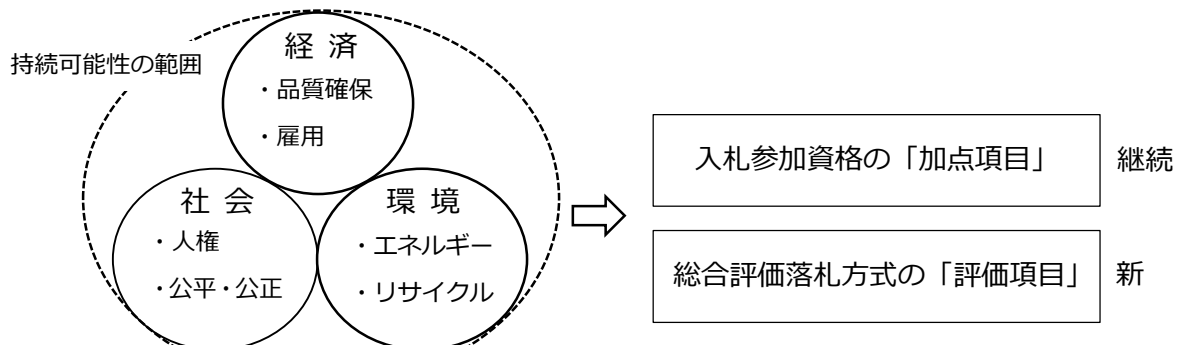


図 SDGs（持続可能な開発目標）



- 目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4. すべての人々に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- 目標 9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する**
- 目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*
*国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う一義的な国際的、政府間対話の場であると認識している。
- 目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES）作成による仮訳をベースに外務省編集

平成31・32年度 製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札参加資格申請における審査項目の見直し

[取組番号 74、87等]

1 製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札参加資格の審査について

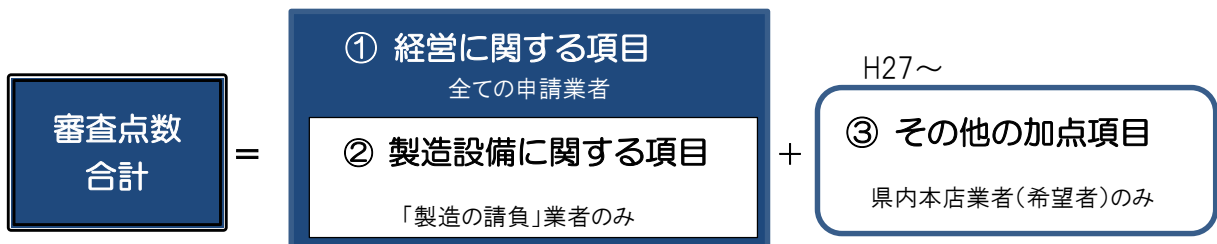
(1) 資格審査の概要

入札参加資格申請共通の基本要件（県税等に未納がないこと、暴力団員等でないこと、社会保険に加入していること等）を満たすことを確認のうえ、県の定める基準に基づき、経営規模等の審査合計点に応じて契約の種類ごと等級を区分する。

【審査点数による資格区分】

区分		資格の種類		
		製造の請負	物件の買入れ	その他の契約
等級	A【全ての入札に参加可能】	92～129点	80～114点	
	B【予定価格1000万円未満の入札】	69～91点	60～79点	
	C【予定価格300万円未満の入札】	51～68点	48～59点	

(2) 審査項目及び点数



① 経営に関する項目 (48～100点)

直近の資本金、従業員数、売上高、流動比率など経営に関する事項について、県の定める一定の評価基準により採点するもの

② 製造設備に関する項目 (3～15点)

「製造の請負」の資格を申請する者について、営業品目の製造に係る自社設備（リース含む）の保有状況を確認し、採点するもの

③ その他の加点項目 (0～14点)

社会的責任を果たす県内業者の育成を目指して、県内本店の業者が行う品質確保や環境配慮などに積極的な取組について加点するもの

【加点する取組の考え方】

契約に関する条例を踏まえ、以下の点に配慮して設定

- (1) 取組の有用性が一般的に認知されているもの
- (2) 多種多様な業種で対応可能なもの（業種・業態を限らないもの）
- (3) 取組状況を申請者が客観的かつ簡易な書類で証明し得るもの
- (4) 一過性でない（継続的な）もの

(3) 資格付与期間

2年間（平成31・32年度資格は平成31年4月1日～平成33年3月31日）

2 審査項目の変更経過

- H27・28 年度資格 「その他の加点項目」(14 点満点) の審査を開始
 H29・30 年度資格 「その他の加点項目」のうち男女共同参画社会の形成の取組に以下を追加
- ・女性活躍推進法行動計画の策定
 - ・職場いきいきアドバンスカンパニーの認証取得

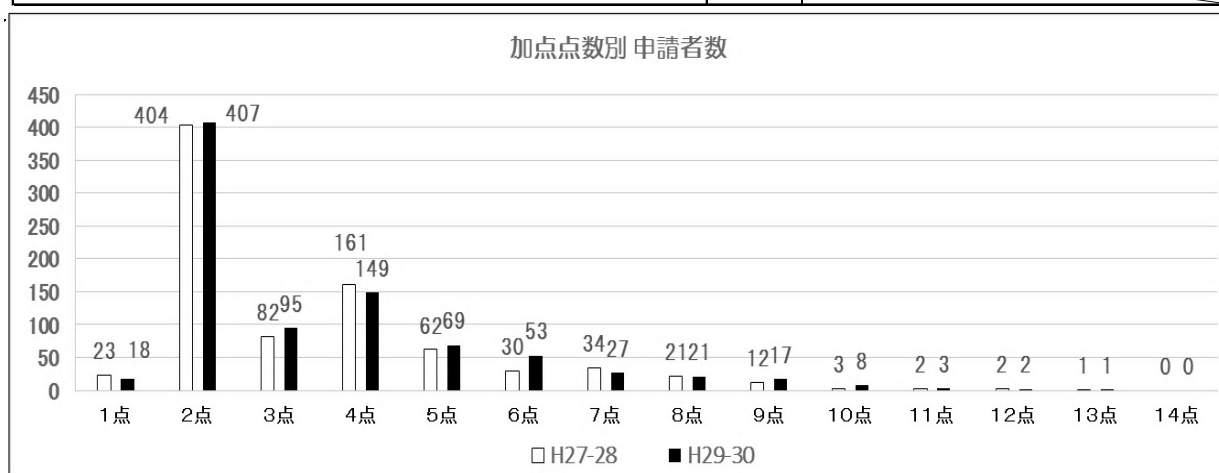
3 「その他の加点項目」の現状

- 加点導入後 3 年間経過し、平成 29 年 4 月には全事業者の資格更新も実施したが、加点申請業者数の増加は少数だった。
- 1 業者あたりの加点状況も 1 項目(2 点台)に集中し、経年変化が見られない。

県内本店事業者(1,402 者(ア))が該当

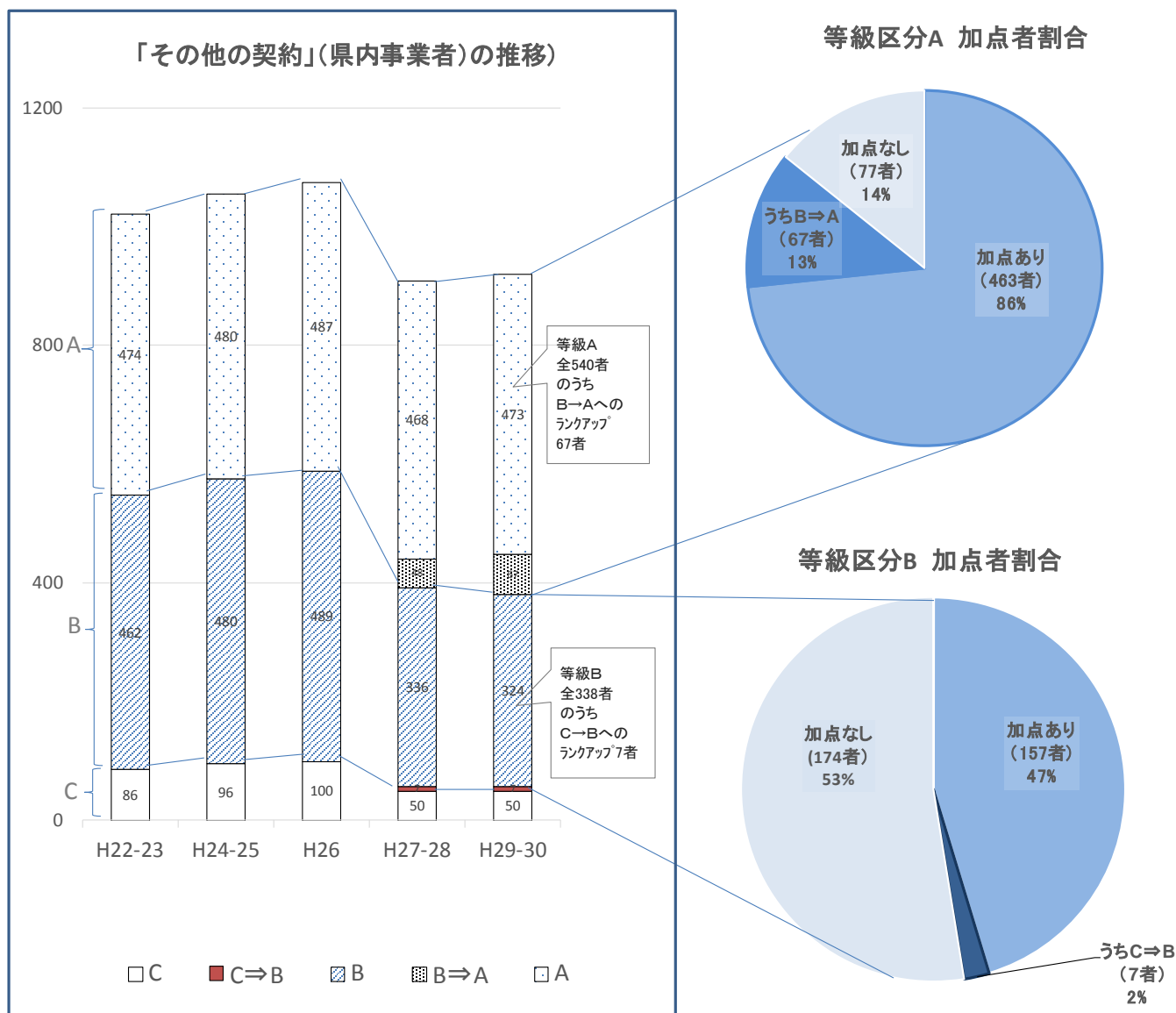
単位：者 (平成30年4月1日現在)

その他の加点項目		加点 (点数)	加点者数 (イ)	加点者 の割合 (イ)/(ア)	28年度末 からの 増減
加点区分	加点対象とする取組				
品質確保	ISO9000シリーズ等の品質確保に関する認証取得	2	117	8.3%	8
環境配慮	ISO14000シリーズまたは環境マネジメント経営に関する地域認証制度の認証取得	2	142	10.1%	4
障がい者雇用	障がい者の法定雇用率達成 従業員数が少ないため法定雇用率の対象にならない事業者は法定雇用率相当(障がい者1名以上)の雇用達成	2	(法定) 94	6.7%	11
			(対象外) 72	5.1%	14
男女共同参画 社会の形成	女性活躍推進法行動計画の策定 ※策定義務のある大企業等(従業員数300人以上)を除く	1	4	0.3%	新設
	次世代育成支援法行動計画の策定 ※策定義務のある事業者(従業員100人以上)を除く	1	63	4.5%	10
	「社員の子育て応援宣言!」の登録	1	135	9.6%	58
	育児・介護休業の取得実績 または 職場いきいきアドバンスカンパニー認証	1	(育・介) 186 (アド認) 4	13.3% 0.3%	1 新設
その他の社会 貢献等	消防団協力事業所表示制度の認定	2	129	9.2%	17
	個人住民税特別徴収実施又は次年度実施	2	767	54.7%	44
合 計		14			



4 加点によるインセンティブ効果が低い理由

- 加点導入前から継続して資格申請している業者のうち半数近くが等級Aの業者であったため、上位等級へのインセンティブが働きにくかった。
- 加点を申請している者の多くが経営状況等の審査点で等級A相当となっており、加点によるメリットを得られていない。
- 物件の買入れ等では等級Aだけに参加を限る入札（予定価格 1000 万円以上）が限られており、特定業種しか参加できないものも多いので、加点によるランクアップに対する関心が低い。



※等級区分Cの業者 50 者のうち加点されているのは 5 者（全体の 1 割）のみ

※「その他契約」全体 921 者のうち加点されているのは 625 者（68%）

加点によるランクアップのメリットを受けたのは 74 者（12%）

5 「その他の加点項目」の変更事項

(1) 加点項目の削除

「個人住民税特別徴収を実施している企業」への加点項目を廃止

【理由】平成30年度から、原則として全ての事業主について特別徴収義務者として指定し、特別徴収を実施することとなったため

(2) 呼称の変更

① 「その他の加点項目」の名称変更

申請時の項目の呼称を「信州企業評価項目」、加点を「評価点数」とし、社会的責任に対する評価について申請業者に意識付け

② 加点区分の名称を一部変更

区分の名称について、取組内容の変化等に合わせ修正

信州企業評価項目 その他の加点項目			評価点数 加点	
区分名称		加点対象とする取組	点数	
改正後	改正前		改正後	改正前
品質確保	品質確保	ISO9000シリーズ等の品質確保に関する認証取得	2	2
環境配慮	環境配慮	ISO14000シリーズまたは環境マネジメント経営に関する地域認証制度の認証取得	2	2
障がい者雇用	障がい者雇用	障がい者の法定雇用率達成 従業員数が少ないため法定雇用率の対象にならない事業者は法定雇用率相当（障がい者1名以上）の雇用達成	2	2
労働環境	男女共同参画 社会の形成	女性活躍推進法行動計画の策定 ※策定義務のある大企業等（従業員数300人以上）を除く	1	1
		次世代育成支援法行動計画の策定 ※策定義務のある事業者（従業員100人以上）を除く	1	1
		「社員の子育て応援宣言！」の登録	1	1
		育児・介護休業の取得実績 または 職場いきいきアトパスカンパニー認証	1	1
地域貢献	その他の 社会貢献等	消防団協力事業所表示制度の認定	2	2
		個人住民税特別徴収実施又は次年度実施		2
合 計			12	14

(3) スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
第1回契約審議会	★6月8日										
パブリックコメント	←	6月下旬～7月中旬									
第2回契約審議会				★9月上旬							
県 報 公 告					★10月						
申 請 期 間							12月～1月				
資 格 付 与											★4月1日

6 総合評価落札方式による入札での活用

申請業者へのインセンティブ向上のため、加点（評価点数）を参加資格の等級審査における限定的な活用だけでなく、個別の入札における総合評価点として活用することを検討したい。

業務委託等の総合評価落札方式の拡大に向けた取組

[取組番号 27]

1 現状と概要

- ① 長野県総合5か年計画において持続可能な開発（SDGs）などの世界的基準に照らして取組を進めることし、長野県の契約に関する条例の基本理念では「持続可能で活力ある地域の実現に資すること」とされている
- ② この目標に向けて公共調達を通じて品質を確保し、担い手育成等を図るとともに、事業者の自主的な取組みによる施策の推進を図る
- ③ このため、業務委託や製造の請負、物件の買入等の契約に際し、サービス等の質の向上、環境配慮及び労働環境の整備等を評価項目とする総合評価落札方式を検討する
- ④ 現状では、総合評価落札方式を採用しているのは、清掃業務、情報システム開発等一部のみであり、要領やガイドライン等を策定し、総合評価落札方式を活用しやすい環境を整える

2 内容

(1) 対象契約（業務委託等は建設工事に係る委託及び情報システム開発は除く）

- ① 価格以外の内容も含め総合的評価により品質改善が見込まれるもの
- ② 専門性、個別性等により高度な知識や経験が求められるもの
- ③ 公共調達を通じて品質確保とあわせ施策推進の図られるもの 等

(2) 価格以外の評価項目の構成

評価項目	品質確保の評価	施策的な評価		企画提案評価
		信州企業評価	施策推進評価	
評価内容	業務委託等の品質確保が図られる内容	入札参加資格の審査項目の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・取組方針 ・総合5年計画 ・関係法令等の内容かつ公共調達で配慮するもの 	優れた民間ノウハウを提案として求める内容
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実績 ・実施体制 ・技能検定合格等 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用 ・消防団協力事業所表示制度等 	<ul style="list-style-type: none"> ・BCP策定企業 ・森の里親促進事業等 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画、マスタープラン等の策定支援策 ・雇用創出や新技術活用、工期短縮等の企画提案等

(3) 学識経験者を有する者からの意見聴取

総合評価落札方式における評価項目、評価点などの落札者決定基準を決定しようとするときは2名以上の学識経験者から意見を聴取する

(4) 価格以外点の評価の確保

価格以外の評価点を得た内容が確保されない場合は、総合評価点を確保するため減額等の措置を講じることができることとする

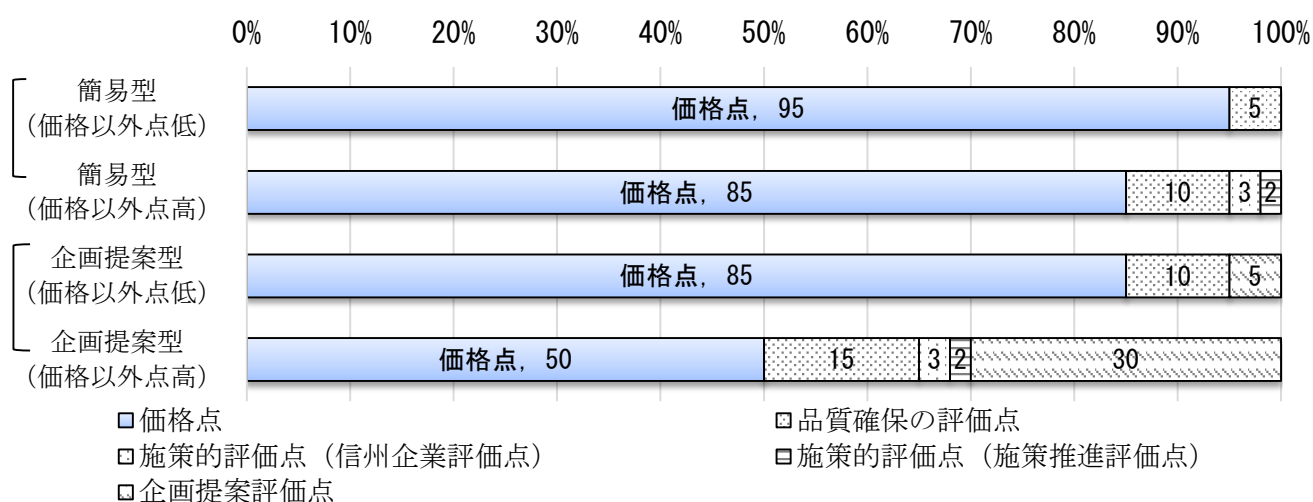
3 スケジュール

平成31年4月以降に公告案件から試行する

(1) 総合評価落札方式の評価項目と配点

配点例	価格点 (必須)	品質確保の評価点 (必須)	施策的評価点 (選択 5点)		企画提案評価点 (必須)
			信州企業評価点	施策推進評価点	
簡易型	95～85	5～10	2～4	1～3	—
企画提案型	85～50	5～15	2～4	1～3	5～30

(2) 配点例



上記は代表的な配点例を示し、価格以外の評価項目及び配点、価格と価格以外評価項目の配点は、個々の入札案件に応じ学識経験の意見聴取を経て決定するものとする

(参考1) 入札参加資格の「信州企業評価」

評価項目		評価点数
区分名称	加点対象となる取組	
品質確保	ISO9000 シリーズの認証取得	2
環境配慮	ISO14000 シリーズ等、公的な環境認証の取得	2
障がい者雇用	障がい者の法定雇用率達成 (法定義務者) 障がい者の雇用 (雇用義務のない者)	2
労働環境	女性活躍推進法行動計画 (法定義務者を除く)	1
	次世代育成支援法行動計画の策定 (法定義務者を除く)	1
	「社員の子育て応援宣言！」の登録	1
	育児・介護休業の取得実績または 職場いきいきアト・ハンスカンパニー認証	1
地域貢献	消防団協力事業所表示制度の認定	2
合計		12

(参考2) 施策推進評価項目

BCP 策定企業、森の里親促進事業、信州省エネパートナー登録、創業 10 年未満の中小企業・小規模事業者からの利活用など

平成 31・32 年度建設工事の一般競争入札等に 参加する者に必要な資格等について

1 建設工事入札参加資格について

(1) 資格申請要件

- ア 建設業許可
- イ 経営事項審査の受審
- ウ 2年間の完成工事高
- エ 県税等に未納がないこと
- オ 暴力団員等でないこと
- カ 社会保険の加入

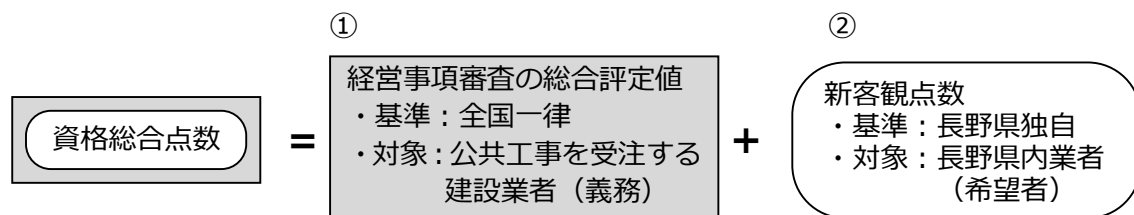
(図 1) 例：H29・30 の土木一式

	1,500 万円 以上	800 万円～ 8,000 万円 未満	3,000 万円 未満	1,500 万円 未満	800 万円 未満
点数	942 以上	941～807	806～731	730～644	643 以下
区分	A	B	C	D	E

(2) 資格総合点数

資格総合点数により、建設工事の種類ごとに工事の規模に応じて入札参加者を分類

(図 1 参照)



①経営事項審査制度

公共工事を受注しようとする建設業者について、その業者の規模、施工能力、財務内容など経営に関する事項の審査を建設業法に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が行う審査制度。

②新客観点数

長野県が独自に、経営事項審査の総合評定値で評価される項目に加え、長野県に本店を有する業者を対象に、技術力、安全対策、環境配慮、労働環境などの配慮を行っている場合に加点するもの。平成 15 年度から実施。

1 項目につき 3～50 点を、難易度等に応じて設定。総合評定値の 25%を上限

2 新客観点数の考え方

以下の全てを満足することが必要

- (1) 経営事項審査と重複しない
- (2) 県の施策と合致する
- (3) 客観的な証明が可能
- (4) 一過性でない（継続的）
- (5) 該当者が極端に多く（又は少なく）ない

3 資格付与期間

平成 31 年 5 月 1 日～平成 33 年 4 月 30 日

平成31・32年度建設工事の入札参加資格申請における 新客観点数の見直し

[取組番号 21、71 等]

1 新客観点数の項目の削除：1項目

「個人住民税特別徴収」の項目を削除

内 容：「個人住民税特別徴収」を実施している企業に対する加点を廃止

理 由：平成30年度から、原則として全ての事業主の方を特別徴収義務者として指定し個人住民税の特別徴収を徹底することとされたため、項目から削除する。

2 新客観点数の項目の内容変更：2項目

① 加点対象とする民間資格の見直し

内 容：新客観点数で加点の対象としていた民間資格の内、「既製杭施工管理技士」の資格を除外

理 由：平成27年度に「既製杭施工管理技士」資格は「基礎施工士」に統合され、「基礎施工士」は経営事項審査で加点の対象となっていることから、内容を変更する。

② 労働安全衛生マネジメントシステムの新国際規格 ISO45001 を追加

内 容：労働安全衛生マネジメントシステム認証の対象に ISO45001 を追加

理 由：平成30年3月に労働安全衛生マネジメントシステムの新国際規格として ISO45001 が発行されたため。

なお、新規格の発行に伴いこれまで加点対象としてきた OHSAS18001 は廃止されたが、ISO45001 への移行期間（3年間）が設定されているため、ISO45001 と OHSAS18001 のいずれも加点の対象とする。

3 スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
長野県契約審議会	★			★								
パブコメ	←→											
審査基準の公表				★								
審査基準日				★	10月1日							
申請期間								←→	1月中旬～2月上旬			
資格付与												★
												5月1日

新客観点数の加点内容の改正

○ 加点方法について

経営事項審査の総合評価値（客観点数）に、当該資格申請者の新客観点数を加算する。 **資格総合点数 = 客観点数（経営事項審査の総合評価値） + 新客観点数（県内業者のみ）**

		平成 31・32 年度	経審の総合評価値 25%上限	平成 29・30 年度	経審の総合評価値 25%上限
工事成績	工事成績	<p>(変更なし) 基準日直前3年間の「土木一式」、「とび土工コンクリート」及び「舗装」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加(減)点する。加(減)算対象業種は前記の3業種のみとする。 加(減)点 = (平均点-65点) × 3.5</p>		<p>基準日直前3年間の「土木一式」、「とび土工コンクリート」及び「舗装」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加(減)点する。加(減)算対象業種は前記の3業種のみとする。 加(減)点 = (平均点-65点) × 3.5</p>	
	表彰等	<p>(変更なし) 基準日直前4年間における国又は長野県による企業表彰(個人は除く)であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等を対象とする。表彰1回10点(同一年度の同一目的表彰は1回に限る。上限30点)「土木一式」「とび土工コンクリート」「舗装」業種のみ加点の対象とする。</p>		<p>基準日直前4年間における国又は長野県による企業表彰(個人は除く)であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等を対象とする。表彰1回10点(同一年度の同一目的表彰は1回に限る。上限30点)「土木一式」「とび土工コンクリート」「舗装」業種のみ加点の対象とする。</p>	
技術力	民間資格	<p>(変更なし) 基準日において資格申請業種に、経審に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点(社会保険(健康保険)の被保険者又は他の職員の年間総労働時間の7.5割以上の者)に限る。上限30点</p>		<p>基準日において資格申請業種に、経審に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点(社会保険(健康保険)の被保険者又は他の職員の年間総労働時間の7.5割以上の者)に限る。上限30点</p>	
	指名停止・入札参加停止	<p>(変更なし) 基準日直前2年間における指名停止月数×(-10)点(建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。最大15点までの減点とする。)</p>		<p>基準日直前2年間における指名停止月数×(-10)点(建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。最大15点までの減点とする。)</p>	
	新技術登録	<p>(変更なし) 基準日において、長野県が進める新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又は国土交通省が運用する新技術情報提供システム(NETIS)登録が確認できる者に加点。県事業登録は1技術につき5点、NETISの評価情報登録は同5点、NETISの申請情報登録は同3点。(共同開発技術加点可。但しNETIS登録の加点対象はWEB検索画面の開発体制一開発会社に記載がある者のみ。県事業登録とNETIS登録による同一技術の重複加点は不可。上限10点)</p>		<p>基準日において、長野県が進める新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又は国土交通省が運用する新技術情報提供システム(NETIS)登録が確認できる者に加点。県事業登録は1技術につき5点、NETISの評価情報登録は同5点、NETISの申請情報登録は同3点。(共同開発技術加点可。但しNETIS登録の加点対象はWEB検索画面の開発体制一開発会社に記載がある者のみ。県事業登録とNETIS登録による同一技術の重複加点は不可。上限10点)</p>	
経営意欲	環境配慮	<p>(変更なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準日におけるエコアクション21又は地域版環境プログラム(南信州いいむす21等)の認証登録:10点(経審でISO14001が「有」とされている場合は対象外) 基準日における長野県産業廃棄物3R実践協定の締結者(排出事業者(建設業)):10点 		<ul style="list-style-type: none"> 基準日におけるエコアクション21又は地域版環境プログラム(南信州いいむす21等)の認証登録:10点(経審でISO14001が「有」とされている場合は対象外) 基準日における長野県産業廃棄物3R実践協定の締結者(排出事業者(建設業)):10点 	
	労働環境	<p>(加点項目の一部改正、削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準日直前4年間における新規学卒者の社員採用:5点(採用した社員に技術職がいる場合、更に+10点) 基準日における建設業法第26条に規定する主任技術者となる資格を有する女性技術者の社員雇用:5点 基準日における労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18000シリーズ又はISO45001)もしくは、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証取得:15点【改正】 基準日において従業員100人以下の企業が、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定し、かつ育児・介護休業法に規定する休業等制度を就業規則に規定している:10点 基準日直前4年間に育児又は介護休業を20日以上取得した実績:5点(取得者に男性含む場合、更に+5点) 基準日における「社員の子育て応援宣言!」の登録企業:3点(登録企業であって申請日において「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証を受けていた場合、更に+7点) 基準日において「週休2日」等の休業制度が就業規則に規定されている企業:4週5休(又は年間休日82~93日):3点、4週6休(又は年間休日94~119日):5点、4週8休(又は年間休日120日以上):10点 基準日を含む年度の前年度における労働災害防止団体に規定する労働災害の防止を目的として組織された団体での活動企業:5点 基準日における「個人住民税特別徴収」の実施企業:10点【削除】 		<ul style="list-style-type: none"> 基準日直前4年間ににおける新規学卒者の社員採用:5点(採用した社員に技術職がいる場合、更に+10点) 基準日における建設業法第26条に規定する主任技術者となる資格を有する女性技術者の社員雇用:5点 基準日における労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18000シリーズ)又は、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証取得:15点 基準日において従業員100人以下の企業が、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定し、かつ育児・介護休業法に規定する休業等制度を就業規則に規定している:10点 基準日直前4年間に育児又は介護休業を20日以上取得した実績:5点(取得者に男性含む場合、更に+5点) 基準日における「社員の子育て応援宣言!」の登録企業:3点(登録企業であって申請日において「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証を受けていた場合、更に+7点) 申請日において「週休2日」等の休業制度が就業規則に規定されている企業:4週5休(又は年間休日82~93日):3点、4週6休(又は年間休日94~119日):5点、4週8休(又は年間休日120日以上):10点 基準日を含む年度の前年度における労働災害防止団体に規定する労働災害の防止を目的として組織された団体での活動企業:5点 基準日における「個人住民税特別徴収」の実施企業:10点 	
	合併等	<p>(変更なし) 基準日直前5年間において、県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合:50点(営業譲渡は除く。)</p>		<p>基準日直前5年間において、県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合:50点(営業譲渡は除く。)</p>	
地域貢献	地域貢献	<p>(変更なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準日における消防団協力事業所表示制度の登録企業:10点(登録企業であって基準日において長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞していた場合、更に+5点) 基準日における法務省の「協力雇用主」の登録企業:3点 		<ul style="list-style-type: none"> 基準日における消防団協力事業所表示制度の登録企業:10点(登録企業であって基準日において長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞していた場合、更に+5点) 基準日における法務省の「協力雇用主」の登録企業:3点 	
	労働福祉	<p>(変更なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準日直前の6月1日における障がい者の法定雇用率達成者:10点 基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用:10点 		<ul style="list-style-type: none"> 基準日直前の6月1日における障がい者の法定雇用率達成者:10点 基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用:10点 	

平成31・32年度森林整備業務の入札参加資格申請における 新客観的事項の見直し

[取組番号 87 等]

1 新客観的事項から社会貢献（個人住民税特別徴収）の削除について

- (1) 森林整備業務入札参加資格における個人住民税特別徴収は、平成 27 年度の参加資格から加点項目としている。(10 点)
- (2) 平成 30 年度から、事業主を特別徴収義務者として指定し、従業員の個人住民税特別徴収を徹底することから、インセンティブとしての効果が薄れるため、加点項目から削除する。
- 平成 30 年 4 月 1 日現在、加点を受けていた事業者数:188 者/233 者中 (80.7%)

2 資格付与期間

平成 31 年 5 月 1 日～平成 33 年 4 月 30 日

【参考】

森林整備業務入札参加資格について

- 1 資格申請要件（平成 15 年 2 月から試行、平成 16 年 12 月から本格実施）
- (1) 資本金の額が 200 万円以上であること
 - (2) 成年被後見人等の登記がされていないこと
 - (3) 県民税等に滞納がないこと
 - (4) 業務管理者・専門技術者・技術作業員 2 名以上を有すること
 - (5) 社会保険等に加入していること
 - (6) 労働安全衛生管理体制等の資格者を有すること
- 2 資格総合点数（平成 20 年 5 月から運用）

経営規模に応じた競争を進め、自社施工の原則に立った適正な施工体制を確保し、品質に優れた森林整備が行われるよう、格付けと発注標準金額を設定

$\text{資格総合点数} = \text{客観的事項の総合評定値} + \text{新客観的事項の総合評定値}$ $\text{H30.4.1 取得点数範囲(534} \sim \text{1308)} = \text{(537} \sim \text{1233)} + \text{(0} \sim \text{130)}$

(1) 客観的事項

経営事項審査の「完成工事高評点」（過去 2 年間の森林整備業務平均完成工事高による）と「技術職員の数の点数」（技術職員数による）に準じて算出

(2) 新客観的事項

「経営基盤」、「直営能力」、「労働福祉」、「労働安全」、「労働災害」、「労働環境」、「信用状態」、「社会貢献」を点数化。（最大 135 点。算出された新客観的事項の総合評定値は、客観的事項の総合評定値の 20%を限度として加点。）

例：間伐等格付け別、資格総合点数及び応札可能金額

応札可能金額	100 万円以上	800 万円未満	500 万円未満
資格総合点数	745 以上	745～600	600 未満
区 分	A	B	C

森林整備業務における資格総合点数の改正

＜客観的事項＞		
総合評定値の算出		「完成工事高評点」×0.3+「技術職員の数の点数」×0.7
	完成工事高評点 (森林整備工事実績)	資格審査基準日の属する営業年度の直前の2年分の平均金額により評点算出テーブルから算出する。 ※1 県と国(国有林)及び林業公社(受注希望型競争入札による発注に限る)の発注した森林整備業務 ※2 元請金額と県発注に係る下請金額×0.5を合計した完成工事高
	技術職員の数の点数	資格審査基準日における技術職員数値により評点算出テーブルから算出する。 ※1 技術職員数値＝専門技術者数×5＋その他技術者数×1
＜新客観的事項＞		
客観的事項の総合評定値の20%を限度として加点		
	経営基盤	・林業労働力確保促進法による認定事業体:20点
	直営能力	・林業機械の種別に応じて所有及びリースに加点 集材機・トラクタ・林内作業車・自走式搬器・グラブプル:3点/台 高性能林業機械:5点/台 リース物件は契約期間が2年以上のものに限る 本項目全体で上限30点
	労働福祉	・中退共、林退共、特定退職金共済又は建退共に参加している場合:20点 ・過去2年間に技術職員を新規雇用した場合:5点 (ただし、基準日現在在職する通年雇用者に限る)
	労働安全	・林災協に参加している場合:20点 ・振動病に係る特殊健康診断を受診している場合:20点
	労働災害	・資格審査基準日の直前2年間に於いて4日以上休む労災を起こした場合、人数×-10点、死亡は×-50点
	労働環境	追加 ・資格審査基準日において「週休2日」等の休業制度が就業規則に規定されている企業 4週5休(又は年間休日82日～93日):3点 4週6休(又は年間休日94日～119日):5点 4週8休(又は年間休日120日以上):10点
	信用状態	・資格審査基準日の直前2年間に於いて指名停止を受けた場合、月数×-10点(月数は切り上げ)
	社会貢献	・申請目における「個人住民税特別徴収」の実施企業:10点

建設工事におけるWTO案件等の技術提案点の見直し

1. 政府調達に関する協定について

(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令)

(資料6-1)

2. 本県の考え方に対する国の見解について

3. 施工体制確認型総合評価落札方式について

(資料6-2)

4. 建設工事におけるWTO案件等の技術提案点の見直しについて

(資料6-3)

○ 政府調達に関する協定

(平成7年12月8日条約第23号)(抜粋)

第10条 技術仕様及び入札説明書

9 調達計画の公示又は入札説明書に定める評価基準には、特に、価格その他の費用に係る要素、品質、技術的価値、環境上の特徴及び納入に係る条件を含めることができる。

第15条 入札書の取扱い及び落札

5 調達機関は、契約を締結することが公共の利益にならないと決定する場合を除くほか、契約の条件を履行することができるのと当該調達機関が認めた供給者であって、公示及び入札説明書に定める評価基準のみに照らして次のいずれかの条件を満たす入札を行ったものを落札者とする。

(a) 最も有利であること。

(b) 価格が唯一の基準である場合には、最低価格を提示すること。

6 調達機関は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した供給者が参加のための条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることについて、当該供給者に確認を求めることができる。

○ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

(平成7年11月1日政令第372号)(抜粋)

(一般競争入札の参加者の資格に関する要件の制限)

第5条 特定地方公共団体の長は、地方自治法施行令第167条の5の2の規定にかかわらず、特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者につき、当該入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができない。

(落札者の決定方法の制限)

第9条 地方自治法施行令第167条の10第2項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定は、特定調達契約については、適用しない。

施工体制確認型総合評価落札方式

◇ 施工体制確認型の考え方

公共工事の品質には、「工事の目的物の品質」はもとより、「工事の効率性、安全性、環境への配慮等の工事そのものの質」も含まれる。このため、企業の施工体制が工事の品質等に大きな影響を及ぼす。低入札工事においては、適正な施工体制が確保されないおそれがあるため、品質確保のための施工体制を確認し、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できるかを審査し、技術的に評価する落札方式。

評価値算定方法

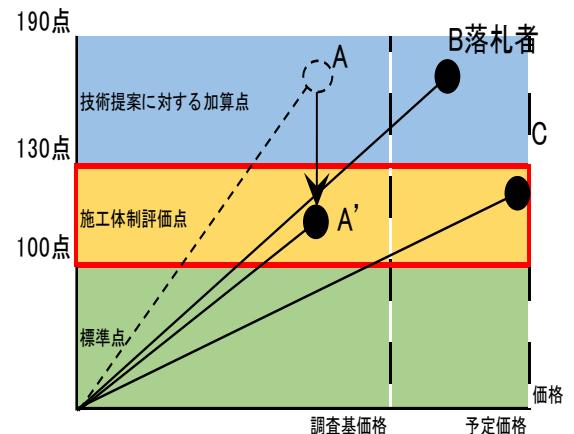
技術評価点 / 入札価格 = 評価値 ⇒ 評価値が最高の者が落札者 ↓ 技術評価点 190 点 = 標準点 100 点 + 技術提案に対する加算点 ^{注1} 60 点 + 施工体制評価点 ^{注2} 30 点 注1) 技術提案加算点：入札者の技術力を活かした提案への配点（タイプ毎に設定：40～70 点） 注2) 施工体制評価点：品質確保の体制を審査要素として配点

配点割合

施工体制 確認型 総合評価 落札方式 満点=190点	標準点=100点	施工体制 評価点 $\beta = 30$ 点	技術提案に対する 加算点=60点 $\times \beta / 30$ (施工体制評価後)
--	----------	-------------------------------	---

施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点	15点
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点	
	その他	0点	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点	15点
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点	
	その他	0点	



- ※1. **施工体制評価点**は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。評価項目は、「**品質確保の実効性**」と「**施工体制の確実性**」の2項目。満点は30点。
- ※2. **施工体制評価後の技術提案に対する加算点**は、（施工体制評価前の）技術提案に対する加算点^{注1}に付与された施工体制評価点の満点に対する割合（ $\beta / 30$ ）を乗じた点数

◇ 施工体制確認型の審査・評価

どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした全ての者について、開札後速やかに、ヒアリング（口頭または面談）を実施するものとする。

【調査基準価格以上の価格で申込みを行った者】

施工体制が**必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合**に限り、**施工体制評価点を満点から減点することにより評価するものとする。**（ $\beta = 30 \text{点} - \alpha$ ）

【調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者】

施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、開札後、追加資料の提出を求めることとする。**施工体制が確保されると認める場合、その程度に応じて施工体制評価点を加点することにより評価するものとする。**（ $\beta = 0 \text{点} + \alpha$ ）

なお、提出期限までに追加資料が提出されない場合は、ヒアリングを行わず当該業者の入札を無効とする。

国地契第72号
国官技第243号
国営計第117号
平成18年12月8日

最終改正 平成25年3月26日 国地契第110号
国官技第297号
国営計第123号

各地方整備局総務部長
企画部長 あて
営繕部長

国土交通省大臣官房
地方課長
技術調査課長
官庁営繕部計画課長

施工体制確認型総合評価落札方式の試行について

いわゆるダンピング受注については、これまでも対策を講じてきたところであるが、低入札工事においては、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になる傾向があり、適切な施工体制が確保されないおそれがあることから、当分の間、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する新たな総合評価落札方式として、「施工体制確認型総合評価落札方式」を試行することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、本方式を試行する場合は、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」（平成14年6月13日付け国地契第12号、国官技第58号、国営計第33号）は、適用しない。

1. 対象工事

- (1) 「総合評価落札方式の実施について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号）の別紙「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（以下「標準ガイド」という。）及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号）に基づき行われる工事で、すべての評価項目が標準ガイド第1Ⅲ1(1)に定める必須以外の評価項目である工事のうち、地方整備局長及び事務所長（以下「地方整備局長等」という。）が特に適切な施工体制を確保する必要があると認める予定価格が1億円以上の工事において試行することとするほか、技術提案評価型A型総合評価落札方式を適用する工事については、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の観点から、全て試行の対象とする。なお、その他の工事であっても、地方整備局長等が必要と認める場合には試行できるものとする。
- (2) 対象工事については、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する「施工体制確認型総合評価落札方式」の試行対象工事である旨を入札説明書において明らかにするものとする。

2. 評価項目

標準ガイド第2Ⅲ2の評価項目には、施工体制評価項目として品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を設定するほか、標準ガイド第2Ⅲ10及び「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて」（平成25年3月26日付け国地契第109号、国官技第296号、国営計第121号、国北予第53号）の別添「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」2-7の例示を参考に、工事における必要度・重要度に基づき、適切に設定するものとする。

3. 標準点、施工体制評価点及び加算点

標準ガイド第2Ⅳ4により、必須以外の評価項目について加算点を与える場合において、入札説明書等に記載された要求要件を実現できる場合に与える点数は標準点と、入札説明書等に記載された要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える点数は施工体制評価点と、入札説明書等に記載された要求要件以外の性能等に対して与える点数は加算点と称するものとする。

4. 配点割合

標準ガイド第2Ⅲ2の得点配分は、標準的には、次のとおりとする。

- (1) 標準点は、100点とする。
- (2) 施工体制評価点は、30点とし、2に基づき施工体制評価項目として設定された評価項目毎に各15点とする。

- (3) 加算点は、10点から70点までの範囲内で工事の内容等に応じて適切に定めるものとする。

工事の内容等に応じて加算点に係る評価項目を複数設定しようとする場合は、各評価項目の内容等に応じて適切に重み付けを行い、上記の範囲内で各評価項目毎の加算点を定めるものとする。

5. 施工体制評価項目の審査・評価方法

- (1) 地方整備局長等は、どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をしたすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施するものとする。

なお、ヒアリングの実施については、その旨を入札公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

- ① ヒアリングを実施する旨
 - ② ヒアリングを実施する日時及び場所
 - ③ その他地方整備局長等が必要と認める事項
- (2) 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）に満たない者は、施工体制の確保を含め契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、地方整備局長等は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書のほかに、開札後、所定の資料の提出を求めることとする。なお、当該資料の提出については、あらかじめ入札説明書において資料の提出期限及び内容等を明らかにするものとする。
- (3) 地方整備局長等は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書（施工体制の確認に必要な部分に限る。）、(1)のヒアリング、(2)の追加資料及び工事費内訳書等をもとに(1)本文の審査を行い、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、その確実性の高さに応じて施工体制評価点を付与する。この場合、標準的には、6(2)に掲げる判定方式により、評価項目毎に3段階で評価（15点／5点／0点）するものとする。
- (4) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。
- ① 調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合に限り、施工体制評価点を満点から減点することにより評価するものとする。
 - ② 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるこ

とから、施工体制が確保されると認める場合にその程度に応じて施工体制評価点を加点することにより評価するものとする。さらに、地方整備局長等は、調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者のうち、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費等については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の105を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）に満たない価格で申込みを行った者については、審査を特に重点的に行うこととし、施工体制が確保されると認める事情が具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を加点するものとする。

- (5) 入札参加者が、VE提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト削減の達成が可能となること及びその削減金額を(2)により提出を求める資料において明らかにした場合は、コスト削減金額として地方整備局長等が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格とみなして(4)を適用する。
- (6) (1)のヒアリングは、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」（平成16年6月10日付け国官会第368号）記第4により行う事情聴取及び「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化について」（平成6年3月30日付け建設省厚発第126号、建設省技調発第72号、建設省営監発第13号）記2(1)及び(2)により行うヒアリングとは異なる性質のものであることに留意すること。
- (7) (1)のヒアリングに応じない者及び(2)の追加資料の提出を行わない者については、当該者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (8) 技術提案評価型A型総合評価落札方式を適用する工事のうち、技術提案に基づき予定価格を作成するものにおいては、技術提案と併せて提出された設計数量や、必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格が入札時の内訳書と異なる場合は、理由の説明を求め、物価の変動等特別の理由がない限り当該技術提案を認めず、入札を無効とすることを基本とする。なお、技術提案と併せて提出された設計数量や、必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格が入札時の内訳書と異なる場合は、当該者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (9) 技術提案評価型A型総合評価落札方式を適用する工事のうち、技術提案に基づき予定価格を作成するものにおいては、予定価格に見積を採用された者以外の者については、その者の技術提案に要する費用が適切であるかを審査し、その者の提案を採用する場合の予定価格を作成の上、地方整備局長等が当該価格の妥当性を確認した場合は、(2)中「予算決算及び会計

令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく価格」とあるのは「その申込みに係る技術提案を基に予定価格を算出するとした場合に、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づき算出される価格」と、(4)中「予定価格」とあるのは「その申込みに係る技術提案を基に予定価格を算出するとした場合の当該価格」と読み替えて、(1)から(4)まで及び(6)から(8)までを適用するものとする。

6. 加算点の評価方式

加算点の評価方式は、標準ガイド第2Ⅱ5に従い、入札公告等において明らかにした性能等の技術的要件のうち、数値化できるものについては(1)によるものとし、数値化が困難で定性的に表示せざるを得ないものについては(2)又は(3)のいずれか適切なものによるものとする。

(1) 数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、提示された最高の性能等の数値に加算点の上限を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に0点を付与する。また、その他の入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与するものとする。

(2) 判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、例えば、優／良／可で評価し、判定する方式。

なお、4段階以上又は2段階で評価し、判定することもできるものとする。

(3) 順位方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、入札参加者の最上位者に加算点の上限を、最下位者に0点を付与し、中間の者には均等に按分して点数を付与するものとする。

7. その他

(1) 施工体制評価点が低い者に対しては、加算点の付与を慎重に行うこととする。ただし、その影響範囲は「技術提案」による加算点とし、「企業の能力等（地域精通度・貢献度等を含む。）」、「技術者の能力等」による加算点には影響させないものとする。

(2) 施工計画書等に記載された内容が適切でないため、入札説明書等に記載された要求要件を満たすことができないと認められる場合には、入札参加者が価格以外の要素として提示した性能等を採用しないこととし、標準点を与えないものとする。

(3) 本対象工事においては、開札後に価格以外の要素である性能等の評価を

行うこととなるため、性能等の評価については、公正、公平な審査を通じて適切に行うよう厳に留意すること。

附 則

この通知は、平成18年12月 8 日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

建設工事における WTO 案件等の技術提案点の見直しについて

1 現状と課題

長野県ではWTO案件におけるダンピング対策として、落札候補者の入札額が予定価格の85%を下回った場合に「低入札価格調査」を、75%を下回った場合には「特別重点調査」を実施している。

近年、トンネル工事を中心に75%台での落札が多くなっている。

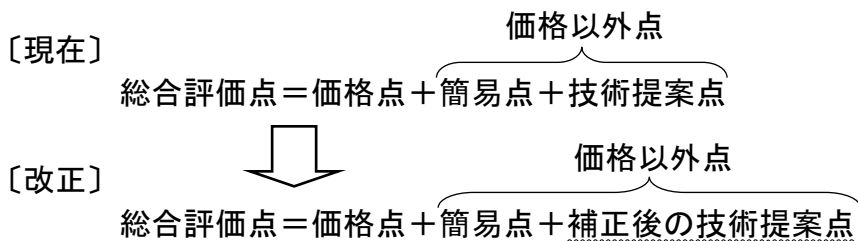
(金額:千円・税込)

年度	工事名	予定価格	落札価格	落札率
29	(国)148号 小谷村 雨中2号トンネル	3,147,703	2,381,400	75.66%
25	(国)403号 筑北村～安曇野市 新矢越トンネル	2,756,261	2,068,500	75.05%
23	(国)152号 飯田市 小道木2号トンネル	2,735,649	2,052,152	75.02%

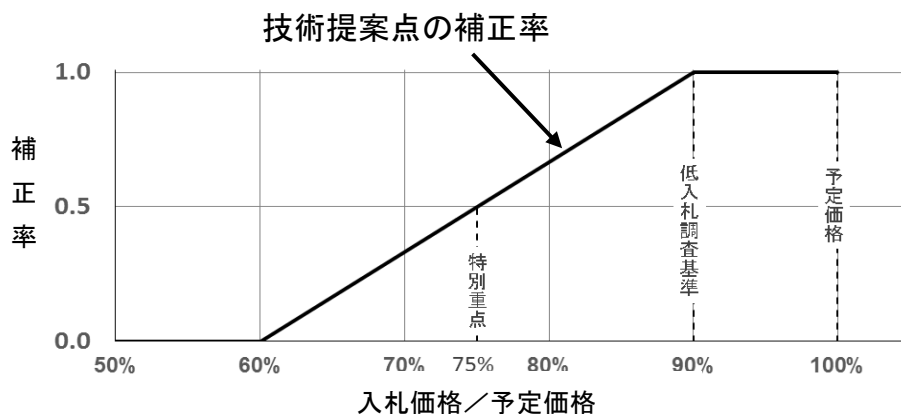
一方、全国のWTO案件の落札率は、過去3か年の平均で89.3%であり、本県においてもダンピング対策の強化が必要となっている。

2 見直しの内容

- (1) WTO案件の入札は、技術提案型の総合評価落札方式を原則とする。
- (2) 調査基準価格は、WTO未満の案件との整合を図り、中央公契連モデルも踏まえ、予定価格の90%相当額とする。
- (3) 調査基準価格未満の者の技術提案は入札額に応じて補正する。
- (4) 上記(3)は、WTO未満の技術提案型総合評価においても準用する。



$$\text{補正後の技術提案点} = \text{技術提案点} \times \text{補正率}$$



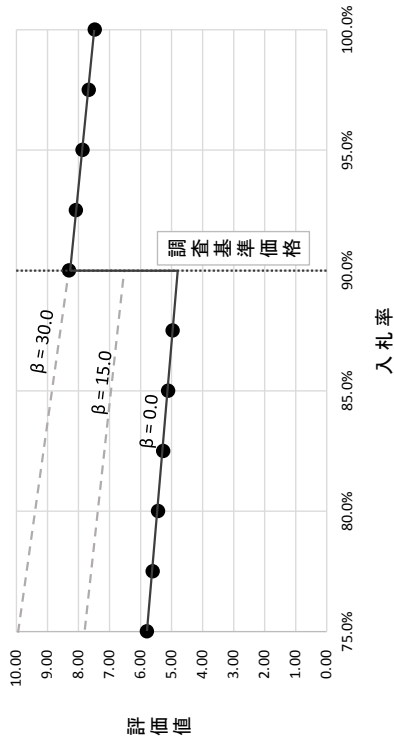
3 実施時期

平成31年4月の公告案件から適用

国土交通省における評価値の算出例

施工体制確認型総合評価落札方式(技術提案評価型S型)

調査基準価格を境とした評価値の傾向



評価値算定における想定の内容

配点	標準点	100	施工体制 評価点 β	30	技術提案	60	合計	190
	予定価格	2,300,000,000円						
調査基準価格相当								
予定価格の90.0%を想定								
標準点の得点								
全者100点を想定								
施工体制評価点(β)								
入札率90%以上:30点、90%未満:0点								
技術提案の得点率								
全者70%(42.0点)を想定								

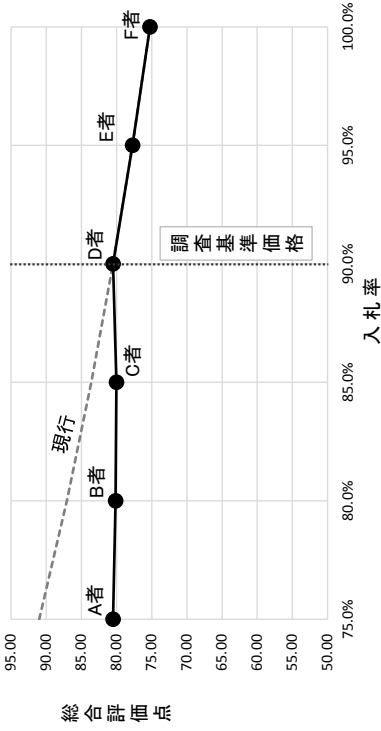
$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

$$= \frac{\text{標準点} + \text{施工体制評価点}(\beta) + \text{技術提案の評価点} \times \beta / 30}{\text{入札価格}}$$

見直し後の県工事(WTO案件)における総合評価点の算出例

総合評価落札方式(技術提案型)

調査基準価格を境とした総合評価点の傾向



最低入札価格者(A者)の入札率:75.0%

総合評価点算定における想定の内容

配点	価格点※	63.0	簡易点	7.0	技術提案	30.0	合計	100.0
	最低入札価格	予定価格の75.0%を想定						
簡易点の得点								
全者7.0点を想定								
技術提案の得点率								
全者70%(21.0点)を想定								

※ 価格点の算出式: 配点 × 最低入札価格 / 入札価格

価格以外の評価点の内容(例)

評価項目	評価内容	
簡易点	工事成績、技術者要件、建設マネジメント・労働環境	
技術提案	施工計画	施工計画、品質確保対策、技術的課題に対する計画、 施工体制
	安全対策	工事中の安全対策、周辺の交通管理、非常時の危機管理対策
	社会的貢献策	県内経済への貢献、周辺住民の生活への貢献等、広報活動

建築物の解体工事における総合評価落札方式（簡易型）の実施について

1 概要

解体工事の事故を防ぎ工事の品質を確保するため、平成28年6月1日に「解体工事業」が新設されるなど、必要な実務経験や資格のある技術者の配置は喫緊の課題となっている。

このような状況を鑑み、公共工事の品質を確保するため、技術的難易度が高く技術力や専門知識を求められる建築物の解体工事において、総合評価落札方式を実施する。

2 実施内容

(1) 解体工事の総合評価落札方式（簡易型）の評価項目

評価項目		評価点
① 工事成績	評価点 = 7点 × (工事成績点 - 65) / (最高工事成績点 - 65)	7.0
② 同種 工事実績	過去15年以内に建築階数及び延べ面積が同規模・同構造の 解体工事の施工実績(2.0点) 過去3年間に建設工事に係る長野県優良技術者表彰、 国土交通省の優良工事表彰を受賞した企業(0.25点)	2.25
③ 地域要件	対象工事と同一の市町村に本社がある者(2.0点) 対象工事と同一の地域振興局管内又は4広域内に本社がある者(1.0点)	1.0~ 2.0
④ 社会貢献	・信州リサイクル製品又は資材認定事業者である者(0.5点) ・県の小規模補修工事当番登録等（土木）又は 小規模維持補修に関する継続的契約あり(0.5点) ・県営住宅における緊急修繕業者への登録(0.5点)	0.5
⑤ 技術者 要件	技術者資格（1.0点） 技術者実績（1.0点） 継続教育（CPD制度）（0.75点）	2.75
⑥建設 マネジメント	経営事項審査の（W1）により評価する	1.0
⑦ 施工体制	当該工事に自社雇用の技能者を従事させる者(1.0点) 自社保有の解体用重機で施工する者(1.0点)	2.0
価格以外の評価点		16.5~17.5
価格点		82.5~83.5
総合評価点		100

※①、⑥は必須、②～⑤、⑦は選択項目

(2) 対象工事

工事条件等を考慮しつつ、建築物の解体工事（3,000万円以上）で実施

(3) 実施開始期間（予定）

平成30年8月実施を目標

今年度審議予定項目

資料8

◎ : 審議事項
 ■ : 取組の実施(試行を含む)

契約・検査課

効果 (行政 目的)	取組 番号	取組要旨	取組内容	H30予定	H31以降	具体的内容
				状況報告		
1-2	7	公募型見積合わせの導入の検討	「その他の契約」において、一般競争入札に加え、公募型見積合わせの導入を検討する。【入札方式】	■	■	
2-1	16	適切な失格基準価格の研究	建設工事等及び建設工事等に係る委託において、低入札価格調査制度における適切な失格基準価格を研究する。 【入札方式】 ・建設工事におけるWTO案件等の技術提案点の見直し	◎		必要に応じ研究
2-1	19	最低制限価格制度の導入の検討	印刷業務などの製造の請負及び警備業務などの「その他の契約」において、一般競争入札に係る最低制限価格制度の導入を検討する。【入札方式】	■	■	H28から印刷業務で試行
2-2	27	サービスの質の向上、環境配慮などの取組を評価する総合評価落札方式の拡大検討	「その他の契約」において、サービスの質の向上、環境配慮及び多様な労働環境の整備への取組を評価項目とする総合評価落札方式の拡大を検討する。(清掃業務において一部試行中)【入札方式】	◎		総合評価落札方式の活用に向けたガイドライン等を検討
2-2	28	サービスの質の向上を図るため、契約期間を複数年とする対象業務の拡大の検討	「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、サービスの質の向上を図るため、その活用の拡大を検討する。(警備業務、受付・電話交換において一部実施済み)【その他】	■	■	庁舎等の清掃業務、警備業務で検討
3-1	37	雇用の安定を図るため、契約期間を複数年とする対象業務の拡大の検討	「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、雇用の安定を図るため、その活用の拡大を検討する。(警備業務、受付・電話交換において一部実施済み)【その他】	■	■	
3-2	42	県産品利用促進の入札方式等の検討	県の契約において、県産品の利用促進の入札方式等を検討する。【入札方式】	■	■	県産品認定制度と優先調達制度の試行を更に検討
3-2	43	信州リサイクル製品の利用促進の検討	県の契約において、「信州リサイクル製品認定制度」の普及拡大に併せ、信州リサイクル製品の利用促進を検討する。【その他】	■	■	県産品利用促進の中で実施
3-3	52	「建設会社における災害時の事業継続力認定」を評価する総合評価落札方式の実施	建設工事において、国の「建設会社における災害時の事業継続力認定」を受けている事業者を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】			国の認定状況を見ながら検討
3-4	61	緊急時に迅速な対応が可能となる地域要件の設定	建設工事において、緊急時に迅速な対応が可能となる地域要件を設定する受注希望型競争入札を実施する。【入札方式】			取組番号53の取組状況を見ながら検討
3-4	62	「地域精通度」を評価する総合評価落札方式の実施	建設工事において、事業者の「地域精通度」を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】			取組番号53の取組状況を見ながら検討
4-1	75	労働賃金の支払実態の検証と、適正な労働賃金支払を評価する総合評価落札方式の試行	建設工事において、労働賃金の支払の実態を検証しつつ、適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式等を試行する。【入札方式】	■	■	評価方法は引き続き検討
4-1	76	賃金実態調査の実施	清掃業務、警備業務において、適正な賃金水準を検討するため、実態調査の実施を検討する。【その他】	■	■	H30も賃金実態調査を実施
4-1.2等	71,74等	入札参加資格審査項目の検討	建設工事、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の障がい者雇用、仕事と子育ての両立支援などの多様な労働環境の整備への取組を評価する。(81に再掲)【参加資格】等	◎		H31,32入札参加資格の審査項目の改正について検討